

公 告

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出があったので、同条第3項の規定により概要を公告する。

なお、その意見書は令和4年5月6日から1月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

令和4年5月6日

岐阜県知事 古田 肇

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）多治見駅南地区第一種市街地再開発事業施設建物
多治見市本町1丁目122番地 外
- 2 意見の概要
多治見市長の意見
 - ・児童生徒の安全確保について
 - ・工事中の通学路安全確保